

当院職員による入院患者さまへの虐待事案について【第3報】

当院職員による入院患者さまへの虐待疑い事案については、令和6年5月に自治体に通報しておりましたが、今般、通報した事案の一部について、該当自治体より虐待認定されました。

虐待認定の内訳は、計5市町より身体的虐待2件、放棄・放置7件であり、被害者は7名、関与した職員は4名となります。

そのうち、放棄・放置6件については、個人の虐待疑い行為に対してではなく、事案の検証や改善に繋がる検討等の対応が不十分であった病院組織に対する認定とされております。

(9月30日時点)

被害者の皆さま、患者の皆さま、ご家族の皆さまには多大なる不安やご心配、ご迷惑をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。

今般の虐待認定については、病院として非常に重く受け止めており、今後、このような虐待が起こらないよう、再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

令和6年9月30日

独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院
院長 久留 聡